## 「大分県歯と口腔の健康づくり推進条例(仮称)素案」の概要

条例の目的(第1条)

歯と口腔の健康づくりが県民の健康の保持増進等に重要であることから、県の責 務、歯科医師等や県民の役割を明らかにし、県の基本施策を推進することにより、 県民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与することを目的とする。

基本理念(第3条)

歯と口腔の健康づくりに県民が主体的に取り組むことを促進するとともに、全ての県民が生涯にわたり歯科口腔保健サービス等を受けられる環境整備を図る。

責務と役割(第4条~第9条)

県の責務

基本理念に則り、総合的、計画的な施策を策定、実施 保健、医療、福祉、教育などの関連分野の施策との連携に配慮 市町村、事業者、医療保険者などの取組を効果的に推進するため、情報の提 供、助言などの必要な支援

歯科医師等の役割

県、市町村が実施する施策への協力や、教育保育関係者などとの連携により、 質、適切な歯科口腔保健サービス等の提供

- 教育保育関係者及び保健医療福祉関係者の役割 自らの業務の中で、県民が口腔保健についての教育や、歯科口腔保健サービス
- を受ける機会の確保 事業者及び医療保険者の役割

従業員及び被保険者の歯科口腔保健サービス等を受ける機会の確保

- 市町村の役割
  - 、歯科医師等と連携による施策の実施
- 県民の役割

関心と理解を深め、生涯にわたる歯と口腔の健康づくりに取り組む。 保護者は、子どものむし歯の予防、早期治療、健康な食生活に取り組む。

基本計画(第10条)

知事は施策を推進するため、県民などの意見を反映させて、基本的な計画を定め る。

基本施策の推進(第11条) 県は、基本施策として次の事項を推進する。

- 情報の収集と提供
- 市町村が行う施策の支援
- 市町村、歯科医師等、教育保育関係者、保健医療福祉関係者、事業者及び医療 保険者との連携体制の構築
- 8020運動の普及啓発
- 食育、喫煙の影響対策など生活習慣病予防対策 幼児期、学齢期におけるフッ化物洗口等科学的根拠に基づくむし歯予防対策
- 歯みがき等科学的根拠に基づく歯周疾患の予防、進行の抑制対策
- 障がい者(児)の定期的な歯科健診の機会の確保、適切な歯科医療の受診の対 8
- 9 介護が必要な高齢者の訪問歯科医療、適切な口腔ケアや口腔機能の維持向上
- 1 0 人材確保、育成や資質の向上

歯と口腔の健康に関する実態調査(第12条) 県は、おおむね5年ごとに実態調査を行い、速やかに公表する。

いい歯の日及び大分いい歯の8020推進月間(第13条) 毎年11月8日をいい歯の日、11月を大分いい歯の8020推進月間とする。

財政上の措置(第14条)

県は、施策を実施するため必要な財政上の措置を講ずるよう努める。